

## 家庭教育支援の推進に関する施策の報告（概要）

条例施行日：平成25年4月1日

推進体制：平成25年度に「くまもと家庭教育支援条例連絡会議」を設置し、年2回開催。（現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、警察本部の5部局、17課で構成）

### 1 平成28年度の主な取組みと成果

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局17課74施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

#### (1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局6課9施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○くまもと「親の学び」プログラムの推進（社会教育課）

保護者を中心に、県内1,684箇所（前年度比236箇所増）で開催し、64,037人（前年度比1,759人減）が参加した。小学校・中学校・高校での「親の学び」実施率75.5%（4カ年戦略指標70%を達成）

#### (2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局5課6施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○私立幼稚園における高校生の子育て体験の受入れ等の推進（私学振興課）

幼稚園と高校が連携して実施する事業で、高校生が参加する交流事業・子育て体験を実施している園に対し、実施回数に応じて経常費助成費補助に加算し、支援を行った。1回5人以上の高校生を受け入れの園（7園）、2回以上受け入れの園（6園）に交付した。

#### (3) 人材養成（第14条関係）3部局6課12施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うなど、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

○幼児教育アドバイザー派遣事業（義務教育課）

幼児教育アドバイザーを県内の認定こども園、幼稚園、保育所等に派遣し、教育・保育内容等についての指導・助言を行い、幼児教育の質の向上を図った。（17園に派遣）

#### (4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）4部局10課13施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○放課後子ども教室推進事業（社会教育課）

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的に、26市町村74教室で実施。

(5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係） 4部局7課15施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

- ひとり親家庭等支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」（子ども家庭福祉課）  
様々な困難を抱えているひとり親家庭の自立に向け、就業相談（1,192件、就業人数23人）、講習会（5講座、47人）、法律相談（8件）、総合相談（243件）など、就業、生活、養育のニーズに対する総合的な支援を行った。

(6) 広報及び啓発（第17条関係） 4部局7課15施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

- 家庭教育支援の普及啓発（社会教育課）

くまもと家庭教育推進フォーラム、「熊本の心」県民大会を同日・同会場で、条例関係課と連携して開催した。（参加者752人）

また、家庭教育功労者（6人）及び優良団体（8団体）を表彰するなど、条例の周知と家庭教育支援の気運を高める啓発を行った。

**<家庭教育支援の推進上の課題>**

- 乳幼児の保護者の親としての学びの支援する学習機会の提供

乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」プログラムの活用は、モデル園等での取組みにより少しずつ広がっている。

しかし、未だ多くの認定こども園・幼稚園・保育所では、「親の学び」講座への取組みが実施されておらず、「親の学び」の周知、活用機会の理解が十分でないと考えられる。

- 中学生・高校生が親になるための学びの機会の提供

高校での「親の学び」次世代編の活用校は、新入生宿泊研修での実施などもあり、若干増加した。中学校での活用については減少した。活用の効果、活用場面についての理解が十分でないと考えられる。

また、保育体験等を実施している学校は徐々に増加している。「親の学び」次世代編との併用等についての取組みの効果について理解、周知の徹底が必要である。

- 広報及び啓発の工夫

家庭教育支援条例の認知率、就学前段階での「親の学び」講座の実施、携帯電話・スマートフォン利用に関する家庭でのルールづくり等、ポスターの掲示やチラシの配付、「親の学び」講座等で広報・啓発活動を行っているが、啓発手段・媒体が既存の方法に留まっており、啓発活動を工夫する必要がある。

## 2 平成29年度の主な施策

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局17課73施策に取り組む。主なものは次のとおり。

### (1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局6課8施策

「親の学び」講座を、認定こども園、幼稚園、保育所等や各学校で機会をとらえて開催する。また、PTA、学校等に、スマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用についての「情報安全出前講座」を行う講師や、消費生活に関する学習会にアドバイザー等を派遣するとともに、少年の非行、犯罪被害等を未然防止する「肥後っ子をまもる保護者教室」等に取り組む。

### (2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局4課6施策

将来親になる中学生・高校生を対象に、「親の学び」次世代編を実施する。また、思春期の性と生に関する講演会や若年層への食の安心安全に係る学習機会を提供するとともに、私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れや私立中学・高校における保育体験の推進等に取り組む。

### (3) 人材養成（第14条関係）3部局7課14施策

「親の学び」講座を実践するための人材育成に取り組むとともに、幼稚園教諭・保育士を対象に研修会を充実し、知識や技術等の資質向上を図る。また、家庭教育支援のために配置された地域コーディネーター（家庭教育支援員）の資質向上をねらい、研修会を開催する。

### (4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）4部局8課13施策

放課後の空き教室で地域の教育力を活用して、家庭だけでは行えない体験活動や交流活動の機会を提供したり、「学校等警察連絡協議会」を通じて、学校と警察の情報共有や街頭補導等に取り組んだりする。また、ひとり親家庭等への学習支援や、私立幼稚園における預かり保育を通じた子育て支援に取り組む。

### (5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係）4部局7課14施策

家庭教育電話相談をはじめ、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題を抱える保護者や児童生徒及び学校に対して、スクールソーシャルワーカーを配置したり、スクールカウンセラーを派遣したりするなど、相談体制の充実に取り組む。また、ひとり親家庭の支援や特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の保護者に対して相談会を実施する。

### (6) 広報及び啓発（第17条関係）4部局10課18施策

関係課との連携のもと、効果的な家庭教育支援の在り方を研究・実践し、その成果を発信する。また、「家庭教育推進フォーラム」を市町村や関係課と連携して開催するとともに、各種イベント等を通じて家庭教育支援の普及啓発に取り組む。また、発達障がい等に関する講演会や家庭から暴力をなくすキャンペーン等を行う。

<課題を踏まえた、本年度の取組み>

○乳幼児の保護者の親としての学びの支援する学習機会の提供

これまでのモデル園での成果や新たに作成したモデルプログラムを広く普及するとともに、モデル園を拡充し、県内の認定こども園や幼稚園、保育所において、家庭教育学級や子育て講座等、「親の学び」講座を中心とした学習機会の場の設定を促す。(モデル園の配置 30 園)

また、子育て支援センターや子育て広場でも、「親の学び」講座等の学習機会の提供ができるように、関係部局や市町村との連携強化を図り、協働して取り組む。

○中学生・高校生が親になるための学びの機会の提供

これまでの研究指定校の成果をまとめたリーフレットを活用するとともに、研究指定校を拡充し、「親の学び」次世代編の活用の強化を図る。また、スマートフォンやSNSの利用等に係る問題等に対応するために「親の学び」次世代編を活用した取組みや情報出前講座等の取組みを推進する。

知事部局や福祉部局との連携で、保育体験等を取り入れている学校等においては、併用して取り組む効果等を周知し、「親のなるための学び」の機会の幅を広げる。

「親の学び」プログラム次世代編の内容を検討する。

○広報及び啓発の工夫

くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を通して各課の連携を深め、関係課の関連事業では、互いに協力しながら、必要事項を告知したり、成果を共有したりする等、家庭教育の重要性等を県民に幅広い広報及び啓発を行う。

また、ポスターの掲示やチラシの配布など既存の媒体や方法に加えて、各種イベントを通じた啓発やテレビやラジオ等のメディアの活用にも努める。